

就学支援金(国補助)、学費補助金(県補助) の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請される場合、学校が指定する期日までに、必ず学校にご申請ください。
(昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。)

今回の申請 (就学支援金7月分～、学費補助金4月分～) から、**所得基準が変わります。**

旧基準

「県民税・市町村民税の
所得割額の合算額」
(父母合計額)

新基準

「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1,2
(父母合計額)

※1 政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。
※2 学費補助金の入学金補助(208,000円)の判定には、「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」を引き続き使用します。

【所得基準と補助額】

年収の目安	令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	就学支援金		
		授業料補助 (年額・上限)	学費補助金	
			授業料補助 (年額・上限)	入学金補助 (1回のみ)
270万円未満	生活保護世帯 (令和2年1月1日時点) 令和2年度の「県民税・市町村民税の 所得割額の合算額」が 0円(非課税)	396,000円 ※3	48,000円 ※3	208,000円
590万円未満	154,500円 未満	118,800円	325,200円	100,000円
700万円未満	203,100円 未満			
750万円未満	227,100円 未満			
910万円未満	304,200円 未満			
			対象外	

あくまで目安です

こちらの基準で判定します

※3 通信制の学年制については、就学支援金が297,000円になり、396,000円との差額は学費補助金から支払われます。

所得基準の確認方法

ご自身であらかじめ所得基準をご確認されたい場合の内容です。
対象の可否をご確認されなくても、必要な書類を提出すれば申請していただくことができます。
(その結果対象外であれば、対象外の旨の通知を学校を通してご連絡します。)

今回の申請から、所得基準が複雑になりました。対象となるかわからない場合、念のため申請していただくことを推奨します。
(申請せず後から対象と分かった場合でも、遡っての申請はできません。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」、「県民税・市町村民税の所得割額」は、次の(1)～(3)の書類で確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができません。

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」については(1)～(3)の書類に記載されていない場合があります。その場合、(4)の書類で確認するか、マイナポータル※(政府が運営するオンラインサービス)で確認することができます。

- (1) 令和2年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」：お勤めの場合、5,6月頃に勤務先から配付
- (2) 令和2年度「市町村民税・県民税 納税通知書」：自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付
- (3) 令和2年度「(非)課税証明書」：市区町村の住民税の窓口で発行 (必要な情報を窓口で必ず伝えること)
- (4) 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書の補足様式」：市区町村の住民税の窓口で発行。自治体の一部窓口においては対応できない場合があるので各市町村にご確認ください。

※マイナポータル：利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。
https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ ただし、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者は対象外です。

2 提出書類

(1) 昨年度以前又は今年4月に申請をしている場合

【提出書類】	生活保護世帯	生活保護世帯以外	
		以前に個人番号カード(写)等を提出したことが	
		ある	ない
申請の意向確認	○	○	○
保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙 ※郵送等の場合は別途保護者等の本人確認書類添付	—	—	△
課税証明書等（令和2年度）	—	—	△
生活保護受給証明書（令和2(2020)年）	○	—	—

※△は、どちらか1つを選択して提出

【全員必須】

○ 申請の意向確認

- ・学校が指定する方法（書類提出・口頭確認等）で申請の意向をお伝えください。
- ・以前提出した受給資格認定申請書の保護者等の情報に変更がある場合は、学校に変更内容をお伝えください。

【保護者等の個人番号カード(写)等を提出したことがない場合】 ※どちらか1つを選択して提出

○ 保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙

- ・郵送・保護者持参で提出する場合は別途保護者等の本人確認書類が必要です。

○ 課税証明書等（令和2年度）：市区町村の役所等で発行

- ・「市町村民税の課税標準額(課税所得額)」及び「市町村民税の調整控除」がわかるもの（発行の際、役所の窓口には必ずお伝えください）

【生活保護世帯の方のみ】

○ 生活保護受給証明書

- ・令和2(2020)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。

(2) 今回初めて申請する場合

申請手続きについては、生徒の在学する学校にお問い合わせください。

学費補助金（県補助）

1 概要

年収約750万円未満の世帯に対して、授業料と入学金の負担を補助する県独自の制度です。生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の私立学校に通うことが条件となります（保護者の片方が単身赴任により県外在住の場合も可）。

※ ただし、平成31(2019)年4月以降入学（転入・編入を含む）で、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者は対象外です（学び直し支援金受給者を除く）。

2 提出書類

【提出書類】	入学金補助の申請あり				入学金補助の申請なし	
	生活保護世帯・ 住民税非課税世帯	住民税課税ありの世帯		生活保護世帯	生活保護世帯以外	
		以前に個人番号カード(写)等を提出したことが			以前に個人番号カード(写)等を提出したことが	
		ある	ない		ある	ない
学費軽減申請書（第1号様式）	○ ※	○ ※	○ ※	○	○	○
保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙 ※郵送等の場合は別途保護者等の本人確認書類添付	—	—	△	—	—	△
課税証明書等（令和2年度）	△	—	△	—	—	△
生活保護受給証明書（令和2(2020)年）	△	—	—	○	—	—

※△は、どちらか1つを選択して提出

【全員必須】

○ 学費軽減申請書（第1号様式）

- ※ 新1年生以外で転編入等で今年入学し、入学金補助を申請する方は、「申告書（第1号様式別紙2）」も併せて必要です。

【保護者等の個人番号カード(写)等を提出したことがない場合】 ※どちらか1つを選択して提出

○ 保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙

- ・就学支援金の申請で提出した方は、本補助金での提出は不要です。

○ 課税証明書等（令和2年度）：市区町村の役所等で発行

- ・「市町村民税の課税標準額(課税所得額)」及び「市町村民税の調整控除」がわかるもの（発行の際、役所の窓口には必ずお伝えください）

【入学金補助を申請する生活保護世帯・非課税世帯の場合】

○ 生活保護受給証明書 又は 非課税証明書等

- ・入学金補助208,000円を申請するには、必ず提出が必要です（就学支援金等で提出済みでも、再度提出してください。）